

令和4年2月15日開会

第736回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第2号 1頁

市内小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染者が発生した際のフローチャートの改訂について

このことについて、現在変異株であるオミクロン株が猛威を振るい、教育現場においても新型コロナウイルスに係る新規陽性者が散発的に発生していることから、学校において新規陽性者が確認された場合の対応につきまして、令和3年5月6日付けむ教総第317号にて通知したフローチャートを別添のとおり改めます。

各学校におかれましては「いつ陽性者が確認されてもおかしくはない」という状況にあることを再度強く認識し、感染症予防対策を徹底していただいた上で、万が一、陽性者が確認された場合は別添フロー及び次の事項に基づき対応していただきますようお願いいたします。

1. 濃厚接触者と指定された場合は2週間の出席停止又は出勤困難休暇としておりましたが、保健所の指示に基づく期間の出席停止又は出勤困難休暇に改めます。
2. 臨時休業等については、濃厚接触者等の特定に時間を要し、感染拡大が懸念される場合のみ、学校全体の臨時休業とし、濃厚接触者等の特定がすぐに行われた場合については、学級、学年等学校の一部の休業とします。
3. 令和3年7月6日付けむ教総第797号に基づき、学校で陽性者が確認された場合、学級の名簿、時間割等を保健所に提供することとなりますので、作成の上、速やかな対応をお願いいたします。
なお、保健所に提供した資料と同一の資料をメールにて市教育委員会事務局総務課へ提供をお願いいたします。
4. 保護者又は保健所から児童生徒に係る新型コロナウイルス関連の情報を得た場合は速やかに市教育委員会への報告をお願いいたします。
5. 臨時休業等に関しては、感染の状況を踏まえ、市教育委員会が判断することとなります。臨時休業等の対応を実施する際の保護者宛て連絡文書につきましては、市教育委員会が作成いたします。

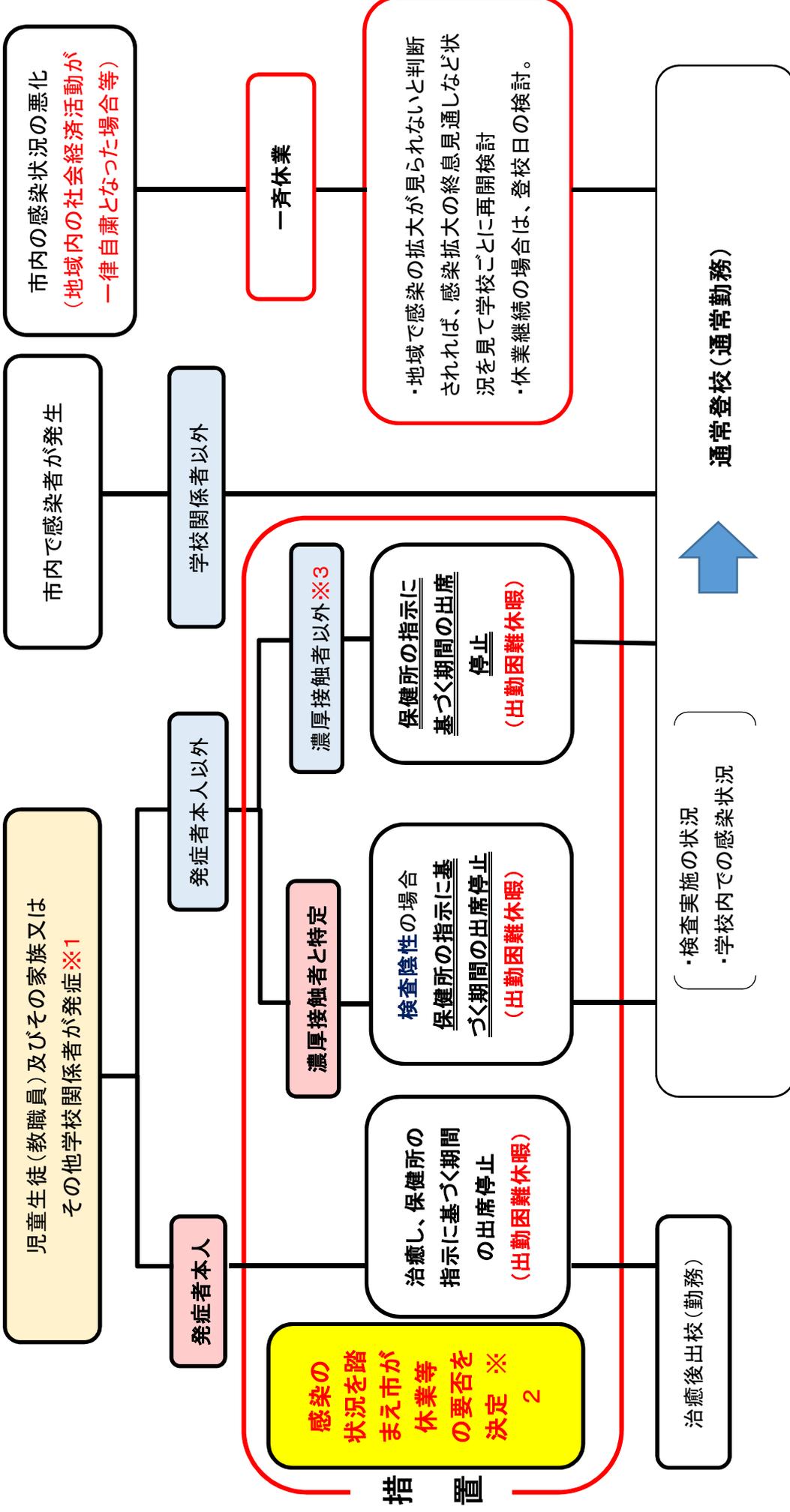
【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110)

【新型コロナウイルスに係る新規陽性者が発生した場合の対応に関するフロー】

R04.2.4



※1 学校は感染等に関する事実を把握した場合、速やかに教育委員会へ連絡すると共に、保健所への情報提供の準備をすること。

※2 感染の状況を踏まえ、市教育委員会が臨時休業等の措置について指示(感染の状況によっては休業を要しない、学級、学年等の一部または学校全体等)。休業措置が取られた場合、各学校から保護者宛ての文書を市教育委員会が作成するため、メール等を活用し、保護者各位へ周知すること。

※3 保健所から念のためPCR検査を実施する者と認定された者

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた感染対策について

このことについて、市内の小中学校においても新型コロナウイルス陽性者が発生している状況にありますので、感染拡大を防止しながら教育活動を継続していくための当面の対策として、令和4年2月28日(月)までの間における教育活動につきましては、下記のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 学校生活における感染対策の徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行などを徹底する。
- ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員ともに自宅での静養を徹底させる。
- ・健康観察票等の活用により、児童生徒の健康状態を把握する。
- ・クラスをまたいでの活動を原則禁止とする。

(2) 給食時の感染対策の徹底

- ・食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用等の対策を徹底する。
- ・飲食の場面では感染リスクが高まるとされることから、可能な限り換気等の対策を行う。

2. 場面ごとの感染予防対策の徹底

(1) 各教科における対策については、これまでの感染対策を徹底するとともに、以下のようなリスクの高い場面においては、実施の可否及び実施方法について慎重に検討すること。

- (例)・教室内での授業等において、長時間・近距離で対面形式となるグループワーク、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における児童生徒が近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等
 - ・児童生徒同士が近距離で行う調理実習
 - ・体育、保健体育による児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動など

(2) 学校行事について

- ・児童生徒が通常の学習活動において接している教職員以外と接する可能性のある学校行事を原則として禁止とする。
- ・一日入学については、来校者の体調把握をしっかりと行うとともに、1人1人の距離を十分に取れるような対策を十分に講じた上で、実施可能とする。
(例) 体育館等の広い会場で実施する、実施日や実施時間等分散して実施するなど

(3) 校外活動について

- ・児童生徒が通常の学習活動において接している教職員以外と接する可能性のある校外活動を原則として禁止とする。
- (例) 職場体験、地域体験、外部講師を招いての講習

3. 部活動等及び対外試合について

(1) 部活動等について

- ・部活動等については、原則として禁止とする。
- ・次の(2)に示す大会に出場する場合は、大会参加メンバーを基本とし、最小限の人数で活動することができる。その際は、感染対策に十分注意して実施すること。
- ・スキー等の冬季スポーツについては、選手間の十分な距離を保ち、競技以外の場面において常にマスクを着用するなど徹底した対策を行った上で実施可能とする。
- ・外部人材(日常的に指導に当たっている者を除く。)の来校等による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

(2) 対外試合について

- ・他校との試合(練習試合を含む。)及び合宿(学校単独で行うものを含む。)については、原則として禁止とする。
- ・中学校体育連盟等の団体が主催または共催する公式戦のうち、今年度中に開催される全国大会・東北大会及びそれら上位大会につながる県大会に限り、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。
- ・また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染対策を講じること。
- ・スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形(上部の大会に通じるような公式戦への参加等)で対応するよう各団体に要請する。
※「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

【参加する際は】

- ・毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は参加しないこと。
- ・競技(運動)の合間や更衣室では必ずマスクを着用すること。
- ・声援、指示など大声を出さないこと。

- ・公共交通機関利用後やエレベーターといった不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。
- ・更衣室などといった、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ・マスクを外した状態での会話は避けること。
- ・マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、場所等を工夫すること。

【大会終了後は】

- ・2週間は、毎日検温を行い、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医(※)に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、「受診・相談センター」(31-1891)に相談すること。
- ・その他、別添青森県通知「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」別紙2を参照すること。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

TEL 22-1111(内線3110)

【別紙2】

部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項

全国・東北大会等への参加については、事前に会場となる地域（都道府県・市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断し、参加する場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下に基づき万全の感染防止対策を講じること。

1 全般に関すること

- (1) 参加に当たっては、部員の意志及び健康状態等に十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得ること。また、主催者等の留意事項等に従うこと。
- (2) 最低でも現地入り2週間前から、現地を出て2週間後までは、顧問（指導者）及び部員の健康状態（起床直後の検温等）及び行動内容を主催者が作成するチェックシート等に記録し、主催者等からの求めがあった場合は、速やかに提出できるよう準備すること。なお、主催者からチェックシート等が示されていない場合は、健康チェックシート（様式1）を活用すること。
- (3) 顧問（指導者）は、部員の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、部員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認すること。
- (4) スマートフォン利用者については、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯すること。（学校生活、競技実施等に支障がある場合は除く。）
- (5) 会場地移動前に感染疑い症状（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常等）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。
- (6) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に感染疑い症状があった場合は、PCR検査等、医師による検査が陰性であっても、原則当該部員は参加を辞退すること。（インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため。）ただし、次の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - 感染疑い症状の発症後に少なくとも10日が経過している。（発症日を0日とする。）
- (7) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に、PCR検査等、医師による検査で陽性反応があった場合は、保健所の指示に従うこと。
- (8) 保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたる健康状態を観察する期間（感染者と最後に接触した日の翌日から起算）を経過し、症状が出ていない部員の出場は認めても構わない。

2 大会期間中に関すること

<宿 舎>

- (1) 感染拡大防止に向けた積極的な取組を実施している宿舎を利用すること。
- (2) ホテル宿舎は一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮すること。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- (3) 部屋の換気をよくするとともに、推奨されている室内湿度である50～60%に保つよう心がけること。
- (4) 食事の際には部員が一堂に集まるのではなく、時間差を付けて、距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控えること。また、食事後は速やかにマスクを着用すること。可能であれば自室での食事が望ましい。
- (5) 共用スペース（ロビー等）の利用は必要最低限とし、人数制限など宿舎からの指示等に従い、「3密」を防ぐこと。
- (6) 共同浴場は可能な限り利用しないこと。共同浴場を利用する場合は、「3密」を

防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するよう心がけること。(特に脱衣所)

- (7) ミーティング等は、ビデオ会議(オンラインミーティング)を活用し、部員らの接触を極力避けること。対面で実施する場合はマスクを着用するとともに、部屋の広さ(参加者間ができるだけ2m、最低1m)や換気に留意し、「3密」の状態とならないようにすること。
- (8) 感染疑い症状を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離するとともに、会場地コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。

<移動>

- (9) 宿舎出発前に検温し、主催者が作成するチェックシートに記録すること。なお、主催者からチェックシートが示されていない場合は、健康チェックシート(様式1)を活用すること。
- (10) チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。公共交通機関を利用する場合は、可能な限りまとまって乗車・搭乗し、一般客との接触を避けること。
- (11) 移動の際は、チーム専用の移動手段、公共交通機関にかかわらず、マスク着用、手指衛生を徹底し、必要以上の会話や飲食は避けること。

<会場>

- (12) こまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図ること。
- (13) 会場内での移動や待機時は、マスクを着用すること。
- (14) 更衣室、待機場所等では、運営者の指示等に従い、「3密」を回避すること。また、原則マスクを着用するとともに、不要な会話・接触及び飲食は控えること。
- (15) 観戦する場合は運営者の指示等に従い、「3密」を回避すること。また、声援やかけ声は、極力控えること。

<競技中等>

- (16) 素手でのハイタッチや握手等は控えること。また、円陣を行う際の声出しは、可能な限り部員同士の間隔を取り、最短時間で済ませること。
- (17) 競技中等のコミュニケーションのための声かけ、発声については妨げないが、プレー中断時等は、相手との距離や飛沫を考慮し、一定程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をすること。
- (18) 手指衛生に努めるとともに、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行うこと。
- (19) 交代部員等が控える場所では、可能な限りマスクを着用するとともに、部員等の間隔を取り、接触を避けること。
- (20) 顧問(指導者)からの指示等の際は、マスクを着用するとともに、部員との距離(できるだけ2m、最低1m)を意識すること。

3 大会終了後に関すること

- (1) 会場又は宿舎出発前に感染疑い症状がないか確認すること。
- (2) 帰宅(又は準ずる拠点到着)時に検温すること。
- (3) 万一、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者等に速やかに報告すること。

4 その他参考となる事項

高校生のスポーツ大会におけるクラスターに共通する代表的な所見(国立感染症研究所実地疫学研究センター)

- 大会数日前から現地で行われていた事前合宿や公式練習で感染が拡大したと推測される事例があった。
- 接触程度の強い室内の競技ほど対戦チームへ感染させている可能性があったと考えられた。

一方、競技よりも、滞在中の宿泊施設における集団生活の中で、飲食やマスクのない会話が多数あったことが、感染拡大の主要な原因であった事例も散見された。

- 発症した生徒は軽症で、翌朝の健康観察時には症状が消失し、本人の身体的には競技可能な状態と見受けられたことが多く、その後の競技継続が感染拡大要因の一つとなった場合があった。
- 生徒が必ずしも発端例ではない事例もあった。

<参考資料>

「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」

公益財団法人日本スポーツ協会 第2版 2021/5/24

「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」

スポーツ庁・文化庁 2021/6/2

「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案」

国立感染症研究所実地疫学研究センター 2021/9/3

